

重症心身障がい児者地域ケアシステム作業部会運営要綱

平成二十四年十二月二十一日作業部会長決定

(趣旨)

第一条 この要綱は、重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会運営要綱第六条の規定に基づき、重症心身障がい児者地域ケアシステム作業部会（以下「作業部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第二条 作業部会は、重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会運営要綱第六条第二項に掲げる担任する事務について調査審議し、意見を述べるとともに、関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

(組織)

第三条 作業部会を組織する委員（以下「作業部会委員」という。）等は5人以内とする。

2 作業部会委員の任期は、重症心身障がい児者地域ケアシステム検討部会の委員任期と同じとする。

(作業部会長)

第四条 作業部会長は、会務を総理する。

2 作業部会長に事故があるときは、作業部会長があらかじめ指名する作業部会委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 作業部会の会議は、作業部会長が招集し、作業部会長がその議長となる。

2 作業部会は、作業部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 作業部会の議事は、出席作業部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第六条 作業部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第七条 作業部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席作業部会委員の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議の公開)

第八条 作業部会は、会議の公開に関する指針（昭和六十年十一月二十六日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると作業部会長が認めるときは、この限りではない。

(意見の聴取等)

第九条 作業部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 作業部会の庶務は、福祉部障がい福祉室地域生活支援課において行う。

(委任)

第十一条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。